

超過勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第8号

超過勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

超過勤務手当に関する規則（平成6年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会規則で定める時間等)</p> <p>第2条 給与条例第13条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第3条第2項に規定する週休日の振替等（以下「週休日の振替等」という。）により割振り変更前の正規の勤務時間（給与条例第13条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した勤務時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。</p> <p>(1) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）のうち、7時間45分を超える時間</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条の規定により勤務時間の割振りを行う期間</u>（以下「割振り単位期間」という。）における正規の勤務時間のうち、同条の規定により割り振られた割振り単位期間の正規の勤務時間（その割振り単位期間に休日給支給対象時間がある場合にあつては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間）を超える時間（前2号に掲げる時間を除く。）</p> <p>2 略</p>	<p>(人事委員会規則で定める時間等)</p> <p>第2条 給与条例第13条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号。以下「勤務時間等規則」という。）第3条第2項に規定する週休日の振替等（以下「週休日の振替等」という。）により割振り変更前の正規の勤務時間（給与条例第13条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した勤務時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。</p> <p>(1) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。<u>以下「勤務時間等条例」という。</u>）第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）のうち、7時間45分を超える時間</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の<u>勤務時間等条例第4条の規定により勤務時間の割振りを行う期間</u>（以下「割振り単位期間」という。）における正規の勤務時間のうち、同条の規定により割り振られた割振り単位期間の正規の勤務時間（その割振り単位期間に休日給支給対象時間がある場合にあつては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間）を超える時間（前2号に掲げる時間を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>(給与条例第13条第4項の人事委員会規則で定める勤務)</p> <p><u>第3条 給与条例第13条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。</u></p> <p>(1) <u>正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務</u></p>

(雑則)  
第3条 略

- 時間等条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日
- ア 当該月における日曜日
- イ 当該月における週休日の振替（勤務時間等規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日
- (2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日
- ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日
- (ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日
- (イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日
- イ 当該月における週休日の振替（勤務時間等規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日
- (ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日
- (イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

(雑則)  
第4条 略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。